

審 第 6 0 9 号
答 申 第 2 6 7 号
令和3年5月31日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年10月16日付け〇〇第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第223号

平成29年8月25日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月4日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報開示決定及び同日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成 2 9 年 7 月 4 日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定 1」という。）及び同日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定 2 において不開示とした情報のうち、別表 2 の個人情報 は開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件決定で特定した個人情報以外に、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け行政文書開示請求に係る個人情報を特定し、開示決定等を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成 2 9 年 5 月 2 2 日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成 5 年千葉県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 1 6 条第 1 項の規定により、「私が情報公開請求・行政不服審査請求した件のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号及び第〇〇号による処分・平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による諮問がなされた件についての文書一切。少なくとも、審査情報課、〇〇センターは担当課にお含め下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 2 2 条第 2 項の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で自己情報開示決定等期間延長通知を行った。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報として、「理由説明書の提出について（依頼）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け政法第〇〇号他）」（以下「本件文書 1」という。）、「理由説明書の提出について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）」（以下「本件文書 2」という。）、「理由説明書に対する意見書の提出及び送付について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け政法第〇〇号他）」（以下「本件文書 3」という。）及び「異議申立てに対する決定について（諮問）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）」（以下「本件文書 4」といい、本件文書 1 から本件文書 3 までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件文書 1 から本件文書 3 までについては、本件決定 1 を行い、また、本件文書 4 については、本件決定 2 を行った。

- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、平成29年8月25日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年10月16日付け〇〇第〇〇号で審議会に諮問した。
- (6) なお、本件開示請求は、審査請求人が以前行った行政文書開示請求に係る異議申立てに関連したものであり、本件開示請求の内容の中で記載されている処分及び諮問の経緯は、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。）第5条の規定により、「〇〇」を内容とする行政文書開示請求（以下「本件行政文書開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、本件行政文書開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で行政文書不開示決定（以下「本件行政文書不開示決定」という。）を、同日付け〇〇第〇〇号で行政文書部分開示決定（以下「本件行政文書部分開示決定」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、実施機関に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行い、実施機関は、本件異議申立てを受けて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で千葉県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）に諮問した。

エ 情報公開審査会は、当該諮問を情報公開審査会諮問第〇〇号として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで収受した。

なお、本件開示請求の時点において、情報公開審査会による調査審議は行われていない。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

(ア) 本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

(イ) 裁量的開示を実施することを求める。

(ウ) 自己情報開示決定通知書にも、教示文を付することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(イ) 不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ第2号、第3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただ

し書全てに該当する。

(ウ) 不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(エ) 全部開示の場合に教示文を付さないことは、全部開示の場合でも文書の特定等で争うことができるため、条例等の精神に違反する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

本件異議申立てに係る文書は特定されたが、本件行政文書開示請求に係る文書が特定されていないから、特定すべきである。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

本件行政文書開示請求に対する開示文書に係る不開示部分は、不開示とする理由がなく、開示すべきであるから、本件開示請求に対しても当然に開示すべきものである。

ウ 教示文について

権利救済に資するためにも、全部開示について教示文を付すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却及び却下するとの裁決を求める。

(2) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容

本件文書4は、千葉県〇〇センター（以下「センター」という。）が作成した情報公開審査会宛ての諮問書及び審査請求人宛ての諮問通知書である。

本件文書1は、本件文書4の諮問書提出後に情報公開審査会から収受した理由説明書の提出依頼文書である。

本件文書2は、本件文書1の依頼に基づきセンターが作成した理由説明書である。

本件文書3は、本件文書2に対し、審査請求人から意見書の提出があり、その写しが情報公開審査会から送付され収受したものである。

(3) 本件決定2の理由（部分開示の理由について）

ア 本件決定2の通知書における不開示理由について

(ア) 平成〇〇年度の行政文書

a 住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業、個人の印鑑の

印影、経歴は、条例第17条第2号該当。開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため。

b 法人等の登録印鑑の印影は、条例第17条第3号該当。法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(イ) 平成〇〇年度以降の行政文書

a 住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業、個人の印鑑の印影、経歴は、条例第17条第2号該当。開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため。

b 法人等の登録印鑑の印影は、条例第17条第3号該当。法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

c 氏名、勤務先、役職名は、条例第17条第6号該当。開示することにより千葉県〇〇審査会（以下「審査会」という。）の委員（以下「本件委員」という。）の日常生活や私生活に影響を来たす可能性は否定できず、審査会の適正な運営に支障を及ぼすため、本件委員が特定できる情報は不開示とする。

イ 処分の理由（部分開示の理由について）

本本文書4の不開示部分は、前記2（6）アのとおり、審査請求人から本件委員の任免に関する文書についての本件行政文書開示請求があり、本件行政文書部分開示決定した文書と同じで以下（ア）及び（イ）のとおりである。

(ア) 平成〇〇年度の行政文書（8件）

a 本件委員の住所等

本件委員の住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業及び経歴は、条例第17条第2号「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため」に該当するため不開示としたものである。

b 本件委員の印鑑の印影

氏名は開示しているが、個人の印鑑の印影を開示すると偽造等が可能となるおそれがあり、条例第17条第2号「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示としたものである。

c 本件委員の所属機関等の登録印鑑の印影

所属機関及び推薦機関（法人）等は、法人である。法人の代表者の印影は、当該法人が契約書等の重要な書類に使用する特別な管理をしているものであり、開示すると偽造等が可能となり、条例第17条第3号「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、不開示としたものである。

(イ) 平成〇〇年度以降の行政文書（42件）

a 本件委員の氏名、勤務先等

本件委員の氏名、勤務先、役職名、委員の印鑑の印影、住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業及び経歴は、本件委員を特定できる情報である。

本件委員は、特別職の地方公務員であり、氏名は公開することが原則であるため、平成〇〇年度までは委員名簿（氏名、勤務先及び役職名）を公開していたが、平成〇〇年度以降は以下の理由により公開していない。

審査会が行う〇〇科病院入院患者からの退院請求等の審査（以下「退院請求等審査」という。）は、退院を請求する者の意図希望と異なる望まない結果が出るのが少なくなく、この結果に退院を請求する者等が強い不満や疑念を抱き、退院請求等審査を行った本件委員に対し記載内容の真偽や詳細を確認するため、本件委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、本件委員個人、本件委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられるリスクを否定できず、本件委員の日常業務や私生活に影響を来し、本件委員を継続することができなくなるおそれがある。

本件委員の任免に影響するばかりでなく、不当な圧力によって本来の客観的立場での審査が揺らぎかねない事態を招くおそれがある。

よって、審査会の適正な運営に支障を及ぼす可能性があるため、条例第17条第6号「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」に該当するため、本件委員の氏名及び本件委員を特定できる情報全てを不開示としたものである。

b 本件委員の住所等

本件委員の住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業及び経歴は、条例第17条第2号「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため」に該当するため不開示としたものである。

c 本件委員の印鑑の印影

本件委員の印鑑の印影は、個人の印鑑の印影を開示すると偽造等が可能となるおそれがあり、条例第17条第2号「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示としたものである。

d 本件委員の所属機関等の登録印鑑の印影

所属機関及び推薦機関（法人）等は法人である。法人の代表者の印影は、当該法人が契約書等の重要な書類に使用する特別な管理をしているものであり、開示すると偽造等が可能となり、条例第17条第3号「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

があるもの」に該当し、不開示としたものである。

(4) 弁明の内容

ア 審査請求人は、文書の探索が不十分である等と主張している。

しかしながら、文書探索が不十分という主張は、審査請求人が意図した文書が開示されなかったものと解されるが、本件審査請求後において文書を探索したものの本件文書のほかには存在しない。

イ 審査請求人は、不開示部分は条例第17条各号に該当せず、また、裁量の開示をすべき場合に該当すると主張する。

しかしながら、当該主張について審査請求人は本件異議申立てにおいても同内容の異議を唱えている。不開示部分の妥当性について前記(3)のとおり各号該当性を説明し、現在、情報公開審査会に諮問している。審査請求人は諮問中であることを承知しており、答申を待たずに本件審査請求を行っているため事案が重複している。業務負担や裁決の矛盾を回避するため、当該主張は却下することが相当である。

ウ 審査請求人は、前記3(1)イ(エ)とし、前記3(1)ア(ウ)と主張する。

本件決定1は、知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則(平成5年千葉県規則第72号)の規定様式に則り作成したものである。教示をしなかったことで審査請求をすることができないとするものではなく、本件審査請求を受理していることから違法ではない。

なお、審査請求人の自己情報開示決定通知書に教示文を付する作為まで求める主張については、法第2条及び第3条に当たらず、不適法なことから却下することが相当である。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求の内容及び本件決定について

ア 本件開示請求は、審査請求人が行った本件行政文書開示請求に対する本件行政文書不開示決定及び本件行政文書部分開示決定並びに本件異議申立てに係る諮問についての個人情報を求めるものである。

イ 実施機関は、前記2(3)のとおり、本件文書に記録されている個人情報を特定し、本件決定を行った。

(2) 個人情報の特定について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)及び(2)アのとおり、文書の探索が不十分であると主張し、また、存在する可能性のある個人情報を例示しているので、以下検討する。

審査請求人は、本件異議申立てに係る文書は特定されたが、本件行政文書開示請求に係る文書が特定されていないから特定すべきであると主張し

ている。

審議会において確認したところ、審査請求人は平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで本件行政文書開示請求を行っていたことが認められた。そして、実施機関が本件決定で特定した個人情報を確認したところ、審査請求人の主張のとおり、本件行政文書開示請求に係る個人情報が含まれていないことが認められた。

したがって、本件行政文書開示請求に係る個人情報を特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので当該個人情報を特定し、あらためて開示決定等を行うべきである。

(3) 不開示情報該当性について

実施機関は、本件委員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の規定による特別職の地方公務員であるため、氏名は公開することが原則であり、平成〇〇年度までは委員名簿（氏名、勤務先及び役職名）を公開していたとして、本件文書4を、平成〇〇年度に作成した別表1の文書番号（以下「番号」という。）1から8までの行政文書と、平成〇〇年度以降に作成した番号9から50までの行政文書に分けて本件決定2を行った。

そこで、本件文書4を番号1から8までの行政文書及び番号9から50までの行政文書に分けて、不開示情報該当性について、以下、検討する。

ア 番号1から8までの行政文書について

(ア) 番号1、4、7及び8の行政文書は、平成〇〇年度における本件委員の推薦依頼に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる不開示情報を条例第17条第2号に該当するとして不開示とした。

番号2及び5の行政文書は、平成〇〇年度における本件委員の委嘱依頼に関する起案文書であり、番号3及び6の行政文書は、平成〇〇年度における本件委員の委嘱に関する起案文書であって、実施機関は、別表1に掲げる不開示情報のうち法人代表者印の印影を除き条例第17条第2号に該当するとし、法人代表者印の印影を同条第3号に該当するとして不開示とした。

(イ) 条例第17条第2号該当性について

a 住所等について

(a) 番号2、3、5及び6の行政文書には、本件委員の住所、郵便番号、電話番号、年齢及び生年月日が記載されている。

(b) 当該情報は、審査請求人以外の本件委員の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該情報については、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による部分開示について検討すると、当該情報は個人識別部分であり、開示の余地はない。

(c) したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

b 職業及び経歴について

(a) 番号3及び6の行政文書には、本件委員の職業及び経歴が記載されている。

(b) 当該情報は、審査請求人以外の本件委員の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(c) 当該情報のうち、番号6の行政文書の略歴書の経歴部分については、一部の本件委員の経歴の中に、平成〇〇年度の委員名簿に記載されている所属及び役職名と同じ名称（以下「本件所属及び役職名」という。）が記載されていることが認められた。

そして、平成〇〇年度以前は本件委員の氏名、勤務先及び役職名が公表されていたことに鑑みると、本件所属及び役職名については、慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当する。

したがって、本件所属及び役職名が記載されている部分は、同条第2号ただし書イに該当すると認められるため、開示すべきである。

(d) 当該情報のうち本件所属及び役職名を除く部分については、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による部分開示について検討すると、当該情報は個人識別部分であり、開示の余地はない。

したがって、当該情報のうち本件所属及び役職名を除く情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

c 個人印の印影（弁護士職印を除く。）について

(a) 番号3、6、7及び8の行政文書には、本件委員の個人印の印影が記載されている。

(b) 当該情報は、審査請求人以外の本件委員の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

しかし、本件委員は、前述のとおり、特別職の地方公務員であって、審査会の一員として担当する職務の遂行に係る情報のうち、氏名に係る情報であると認められる。

(c) したがって、当該情報は、同条第2号ただし書ハに該当すると認められるため、開示すべきである。

(ウ) 条例第17条第3号該当性について

a 法人代表者印の印影について

(a) 番号2、3、5及び6の行政文書には、本件委員を推薦する団体（以下「本件推薦団体」という。）の代表者印の印影が記載されている。

(b) 当該印影は、当該文書が、法人たる本件推薦団体の真意に基づいて作成された真正かつ認証的な意味があるものと認められる。そして、当該印影に係る印章は、本件推薦団体の契約書類等の重要書類にも使用されるものとして特別な管理がされているものと推認できる。

このため、当該印影は、本件推薦団体に関する情報であって、開示することにより当該印影が偽造等されることにより、本件推薦団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

(c) したがって、当該印影は、条例第17条第3号イに該当し、同号ただし書に該当しないと認められるため、不開示が相当である。

b 個人印の印影（弁護士の職印）について

(a) 実施機関は、本件委員の個人印の印影については、条例第17条第2号に該当するとして、不開示とした。

(b) 審議会が番号6の行政文書を見分したところ、不開示とされた本件委員の個人印の印影の一部は、弁護士の職印の印影であることが認められた。

そうすると、条例第17条第2号では、個人に関する情報から事業を営む個人の当該事業に関する情報を除いているから、弁護士がその業務で使用する職印の印影は、個人に関する情報に該当せず、同号により不開示とすることはできない。

(c) 条例第17条第3号では、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を、不開示情報として定めている。

そこで、審議会の職権により、当該情報が同号イに該当するか、以下、検討する。

当該情報は、事業を営む個人である弁護士の事業上の印影であり、事業を営む個人が文書の公証性及び真正性を明らかにするために用いられるものであると認められる。

また、当該事業を営む個人の事業内容から、この印影が通常広く知れ渡るのものであるとも言えない。

そのため、これを開示すると、偽造されて悪用されるなどし、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あると認められる。

(d) したがって、本件委員の個人印の印影のうち、弁護士の職印の印影部分は、条例第17条第3号イに該当し、同号ただし書に該当しないと認められるため、不開示が相当である。

イ 番号9から50までの行政文書について

(ア) 番号34、37及び47の行政文書は、平成〇〇年度から平成〇〇年度までにおける本件委員の解嘱に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる不開示情報を条例第17条第2号又は第6号に該当するとして不開示とした。

番号11、14、17、20、23、26、31、32、38、41及び48の行政文書は、平成〇〇年度から平成〇〇年度までにおける本件委員の推薦依頼に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる不開示情報を条例第17条第2号又は第6号に該当するとして不開示とした。

番号9、12、15、18、21、24、27、35、39、42、43及び49の行政文書は、平成〇〇年度から平成〇〇年度までにおける本件委員の委嘱依頼に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる不開示情報を法人代表者印の印影を除き条例第17条第2号又は第6号に該当するとして、法人代表者印の印影を同条第3号に該当するとして不開示とした。

番号29、30、33、44及び45の行政文書は、平成〇〇年度から平成〇〇年度までにおける本件委員の委嘱の際に行われる千葉県総務部行政改革推進課及び総合企画部男女共同参画課の事前協議に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる不開示情報を条例第17条第6号に該当するとして不開示とした。

番号10、13、16、19、22、25、28、36、40、46及び50の行政文書は、平成〇〇年度から平成〇〇年度までにおける本件委員の委嘱に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報のうち法人代表者印の印影を除き条例第17条第2号又は第6号に該当するとして、法人代表者印の印影を同条第3号に該当するとして不開示とした。

(イ) 条例第17条第2号該当性について

a 番号9から50までの行政文書には、本件委員の住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業、経歴及び本件委員の印鑑の印影が記載されている。

b 当該情報は、審査請求人以外の本件委員の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、平成〇〇年度以降、委員名簿が公開されていないことから、当該情報については、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による部分開示について検討すると、当該情報は個人識別部分であり、開示の余地はない。

- c したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 条例第17条第6号該当性について

- a 番号9から50までの行政文書には、本件委員の氏名、勤務先及び役職名が記載されている。

実施機関は、前記4(3)ア(イ)c及びイ(イ)aのとおり、当該情報を、条例第17条第6号に該当するとして、不開示とした。

- b 退院等請求審査は、審査会の合議により行われるが、〇〇の医療及び保護のために、退院を請求する者の意思にかかわらず、入院の継続等が適当であるかどうかの判断が行われ、退院を請求する者の望まない結果が出ることも少なくない。

そして、実施機関が主張するように、退院等請求審査の結果に不満や疑念を抱いた退院を請求する者等により、本件委員に対し、誹謗中傷や不当な圧力が加えられ、本件委員の日常業務等に影響を及ぼし、委員を継続できなくなるおそれが否定できず、さらに、不当な圧力によって客観的な審査ができなくなるおそれも否定できない。

そうすると、当該情報を開示すると、今後、本件委員が退院を請求する者等からの誹謗中傷や不当な圧力を考慮して客観的な判断をすることを躊躇するおそれがあり、退院請求等審査に係る公正で客観的な判断が行われなくなる等、退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- c したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(エ) 条例第17条第3号該当性について

- a 番号12、15、21、24、27、35、36、39、42及び43の行政文書には、本件推薦団体の代表者印の印影が記載されている。

- b 当該印影は、当該文書が、法人たる本件推薦団体の真意に基づいて作成された真正かつ認証的な意味があるものと認められる。そして、当該印影に係る印章は、本件推薦団体の契約書類等の重要書類にも使用されるものとして特別な管理がされているものと推認できる。

このため、当該印影は、本件推薦団体に関する情報であって、開示

することにより当該印影が偽造等されることにより、本件推薦団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

- c したがって、当該印影は、条例第17条第3号イに該当し、同号ただし書に該当しないと認められるため、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

審議会において、本件決定2の通知書（以下「本件通知書」という。）の記載を確認したところ、不開示とした部分のうち一部について、本件通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」が記載されていないことが認められた。

このような事務処理は、条例第21条第3項の趣旨からすれば開示請求者の権利利益を損なうこととなる。

今後、実施機関においては、条例の趣旨を踏まえ、開示決定等通知書の記載を適切に行うことが望まれる。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成29年11月2日	反論書等の写しの受理
令和2年9月24日	審議（令和2年度第4回第1部会）
令和2年10月22日	審議（令和2年度第5回第1部会）
令和2年11月26日	審議（令和2年度第6回第1部会）
令和2年12月24日	審議（令和2年度第7回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表 1

文書 番号	行政文書 の件名	起案日・ 文書番 号	構成する文書名	不開示情報	本件決定 における 不開示理 由
1	千葉県〇 〇審査会 委員の推 薦につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			案文		
			審査会委員区分別 名簿	〇.〇.〇	
2	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			案文		
			回答書（推薦書）	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				被推薦者の郵便番号、住所及び電話 番号	第2号
3	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			承諾書	承諾者の住所及び印鑑の印影	第2号
			略歴書	承諾者の生年月日、自宅住所、最終学 歴及び主な経歴（最終経歴を除く）	第2号
			回答書（推薦書）	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				被推薦者の郵便番号、住所及び電話 番号	第2号
			審議会・委員会の 概要書		
			審査会委員名簿	年齢	第2号
交代理由の説明書					
4	千葉県〇 〇審査会 委員の推 薦につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			案文		
			審査会委員区分別 名簿		
5	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			案文		
			回答書（推薦書）	法人代表者の印鑑の印影	第3号
被推薦者個人の郵便番号、住所及び	第2号				

				電話番号	
6	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			承諾書	個人の住所	第2号
				法人代表者の印鑑の印影	第3号
				個人の印鑑の印影	第2号
			略歴書（主な経歴 に現在の職の記載 がないもの）	生年月日、郵便番号、住所、最終学歴 及び主な経歴	第2号
			略歴書（主な経歴 に現在の職の記載 があるもの）	個人の印鑑の印影、生年月日、郵便番 号、住所、最終学歴及び主な経歴（現 在の職を除く）	第2号
			回答書（推薦書）	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				被推薦者個人の郵便番号、住所及び 電話番号	第2号
			審議会・委員会の 概要書		
			委員名簿	年齢	第2号
交代理由の説明書					
7	千葉県〇 〇審査会 委員の推 薦につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			退任届	個人の印鑑の印影	第2号
			案文		
			審査会合議体別委 員名簿		
8	千葉県〇 〇審査会 委員の推 薦につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			退任届	個人の印鑑の印影	第2号
			案文		
			審査会合議体別委 員名簿		
9	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文	氏名、所属長名、所属名及び役職名	第6号
			案文	氏名及び所属長名	第6号
10	〇〇審査 会委員の 委嘱につ	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			承諾書	住所及び個人の印鑑の印影	第2号
				氏名、勤務先及び職名	第6号

	いて		「千葉県〇〇審査会委員の推薦について」	氏名、役職名及び「所属（住所等）」欄	第6号
			審議会・委員会の概要書	会長及び副会長名	第6号
			審査会委員名簿	氏名、職業名及び公職名	第6号
				年齢	第2号
			交代理由の説明書	氏名、所属及び役職名	第6号
			審査会合議体別委員名簿	「所属：職名」および氏名	第6号
11	千葉県〇〇審査会委員の推薦について	H〇.〇.〇〇・〇〇〇第〇号	起案文・案文	氏名	第6号
12	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇〇・〇〇〇第〇号	起案文	氏名、所属名、役職名及び所属長名	第6号
			案文	氏名及び所属長名	第6号
			回答書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				氏名及び役職名、郵便番号、住所及び電話番号	第2号
			退任届	氏名、所属及び役職名	第6号
個人の印鑑の印影	第2号				
13	〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇〇・〇〇〇第〇号	起案文	氏名	第6号
			案文	氏名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、所属名及び役職名	第6号
			承諾書	住所	第2号
				氏名、勤務先及び職名	第6号
			略歴書	氏名	第6号
				生年月日、自宅住所、最終学歴及び主な職歴	第2号
			審査会委員区分別名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
審査会委員名簿	氏名、職業名及び公職名	第6号			
	年齢	第2号			
14	千葉県〇〇審査会委員の推	H〇.〇.〇〇・〇〇〇第〇号	起案文		
			案文		
			審査会委員区分別	氏名及び「所属・職名」	第6号

	薦について		名簿		
15	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文	氏名、所属名、役職名及び所属長名	第6号
			案文		
			回答書(推薦書)	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				被推薦者の氏名、所属医療機関名、役職、職名、郵便番号、住所及び電話番号	第6号
				個人の住所	第2号
委員名簿	氏名、職業名及び公職名	第6号			
16	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文		
			案文	氏名及び所属名	第6号
			審査会委員名簿	氏名、職業名及び公職名	第6号
			審査会委員区分別名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
			審議会・委員会の概要書	会長及び副会長名	第6号
			承諾書	住所及び個人印の印鑑の印影	第2号
				氏名、勤務先及び役職名	第6号
			履歴書	生年月日、自宅住所、最終学歴及び主な職歴(「現在に至る」の部分を除く)	第2号
				氏名	第6号
			辞令書	氏名	第6号
17	千葉県〇〇審査会委員の推薦について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文・案文	氏名	第6号
			審査会合議体別委員名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
18	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文	所属名、役職名、氏名及び所属長名	第6号
			案文	氏名、所属長名	第6号
			回答書(推薦書)	氏名、役職名、郵便番号、住所及び電話番号	第6号
19	〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文	氏名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、所属名及び役職名	第6号
			承諾書	住所、氏名、勤務先及び役職名	第6号
				個人印の印鑑の印影	第2号

			退任届	個人の印鑑の印影	第2号
				氏名、所属名及び役職名	第6号
			辞令書	氏名	第6号
			審査会委員区分別名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
20	千葉県〇〇審査会委員の推薦について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文・案文	氏名	第6号
			審査会合議体別委員別名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
			退任届	氏名及び所属名	第6号
				個人の印鑑の印影	第2号
21	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文・案文	所属名、役職名及び氏名	第6号
			千葉県〇〇審査会委員の推薦について（依頼）	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				被推薦者の氏名、所属医療機関名及び役職名	第6号
22	〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文	氏名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、所属名及び役職名	第6号
			承諾書	住所	第2号
				氏名及び「勤務先及び役職名」	第6号
			審査会合議体別委員名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
23	千葉県〇〇審査会委員の推薦について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文	氏名	第6号
			案文	氏名	第6号
			審議会・委員会の概要書	会長及び副会長名	第6号
			審査会合議体別委員名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
24	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について（依頼）	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			案文	氏名、所属長及び役職名	第6号
			推薦書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				被推薦者の氏名、所属医療機関名及び役職名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、所属名及び役職名	第6号
			施行文の写し	氏名、所属長及び役職名	第6号
25	千葉県〇〇審査会	H〇.〇.〇.〇・〇〇	起案文	氏名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、所属名及び役職名	第6号

	委員の委嘱について	第〇号	承諾書	住所及び個人印の印鑑の印影	第2号
				氏名、勤務先及び役職名	第6号
			審査会合議体別委員名簿	氏名及び「所属・職名」	第6号
			辞令書	氏名	第6号
26	千葉県〇〇審査会委員の推薦について(依頼)	H〇.〇.〇.〇.〇〇第〇号	起案文		
			案文		
			審査会合議体別委員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号
27	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について(依頼)	H〇.〇.〇.〇.〇〇第〇号の2	起案文	所属長名	第6号
			案文	所属長名	第6号
			審査会委員名簿	氏名、年齢、職業名及び公職名	第6号
			推薦書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				氏名、所属医療機関名、役職名、郵便番号、住所並びに電話番号	第6号
個人の印鑑の印影	第2号				
28	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇.〇〇第〇号の2	起案文		
			案文	氏名	第6号
			審議会・委員会の概要書	会長及び副会長名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、委員の区分、所属名及び役職名	第6号
			承諾書	住所及び印鑑の印影	第2号
				氏名、勤務先及び役職名	第6号
				法人代表者の印鑑の印影	第3号
			審議会等の協議結果書(行革第〇〇号)		
			審議会への女性登用の協議結果について(総合企画部男女共同参画課長)		
			辞令書	氏名	第6号
29	「審議会等の設置及び運営	H〇.〇.〇.〇.〇〇第〇号	起案文		
			案文		
			審議会・委員会の		

	等に関する指針」に基づく協議について（依頼）		概要書		
			審査会委員名簿	氏名、職業名及び公職名	第6号
			審査会の審査状況		
30	審議会等委員の選任に係る協議について	H〇.〇.〇 〇・〇〇 第〇号	起案文		
			案文		
			審議会・委員会の概要書		
			審査会委員名簿	氏名、職業名及び公職名	第6号
			顛末書		
31	千葉県〇〇審査会委員の推薦について（依頼）	H〇.〇.〇 〇・〇〇 第〇号の 2	起案文・案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			審査会合議体別委員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号
			退任届	氏名、勤務先及び職名	第6号
				個人の印鑑の印影	第2号
32	千葉県〇〇審査会委員の推薦について（依頼）	H〇.〇.〇 〇・〇〇 第〇号の 3	起案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			案文		
			退任届	氏名、勤務先及び職名	第6号
				個人の印鑑の印影	第2号
			施行文の写し		
33	審議会等委員の選任に係る協議について	H〇.〇.〇 〇・〇〇 第〇号の 2	起案文		
			案文		
			審議会・委員会の概要書		
			審議会等への女性の登用について		
			依頼文		
			審査会合議体別委員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号
34	千葉県〇〇審査会委員の解嘱について	H〇.〇.〇 〇・〇〇 第〇号	起案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			案文	氏名	第6号
			退任届	氏名、勤務先及び職名	第6号
				個人の印鑑の印影	第2号
			審査会合議体別委員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号

35	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱につい て(依頼)	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号の 3	起案文	委嘱委員氏名、所属名及び職名	第6号
			案文		
			推薦書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				氏名、所属機関名及び役職名	第6号
審査会合議体別委 員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号			
36	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文	氏名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、所属名及び役職名	第6号
			推薦書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				氏名、所属機関名、役職名、郵便番 号、住所及び電話番号	第6号
			承諾書	印鑑の印影	第2号
				住所、氏名及び勤務先及び役職名	第6号
			審議会・委員会の 概要書	会長及び副会長名	第6号
			審査会合議体別委 員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号
回答書					
37	千葉県〇 〇審査会 委員の解 嘱につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			案文	氏名	第6号
			退任届	個人の印鑑の印影	第2号
				氏名、勤務先及び職名	第6号
38	千葉県〇 〇審査会 委員の推 薦につい て	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			審査会合議体別委 員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号
39	千葉県〇 〇審査会 委員の委 嘱につい て(依頼)	H〇.〇. 〇・〇〇 第〇号	起案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			推薦書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				氏名、所属機関名及び役職名	第6号
			案文	氏名、所属名及び役職名	第6号
			審議会・委員会の 概要書		
審査会委員名簿	氏名、職業名及び公職名	第6号			
40	千葉県〇 〇審査会	H〇.〇. 〇・〇〇	起案文	氏名	第6号
			交代理由の説明書	氏名、所属名及び役職名	第6号

	委員の委嘱について	第〇号	審査会合議体別委員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号
			承諾書	印鑑の印影	第2号
				氏名、住所、勤務先及び職名	第6号
41	千葉県〇〇審査会委員の推薦について(依頼)	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文		
			案文		
			審査会合議体別委員名簿	氏名、所属名及び職名	第6号
42	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について(依頼)	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文		
			案文	氏名、所属長名	第6号
			審査会委員名簿	氏名及び役職名	第6号
				年齢	第2号
			推薦書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				氏名、所属機関名及び役職名	第6号
43	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について(依頼)	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号の2	起案文		
			案文		
			審査会委員名簿	氏名及び役職名	第6号
				年齢	第2号
			推薦書	法人代表者の印鑑の印影	第3号
				氏名、所属機関名及び役職名	第6号
44	「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づく協議について(依頼)	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文		
			審査会委員名簿	氏名及び役職名	第6号
				年齢	第2号
			附属機関の概要書	会長及び副会長名	第6号
			「在任期間が10年を超える委員の再任等について」	氏名、所属名及び役職名	第6号
			通知文(行革第226号)		
45	審議会等委員の選任に係る事前協議について	H〇.〇.〇.〇・〇〇第〇号	起案文		
			案文		
			審査会委員名簿	氏名及び役職名	第6号
				年齢	第2号
46	千葉県〇〇審査会	H〇.〇.〇.〇・〇〇	起案文		
			案文	氏名	

	委員の委嘱について	第〇号の 2	審査会委員名簿	氏名及び役職名	第6号
				年齢	第2号
			附属機関の概要書	会長及び副会長名	第6号
			委員委嘱の理由書	氏名、所属名及び役職名	第6号
			回答書(共参第〇〇号)		
			審議会等の協議結果書(行革第〇〇号)		
			承諾書	印鑑の印影及び住所	第2号
				氏名、住所、勤務先及び職名	第6号
			関係法令等抜粋		
辞令書	氏名	第6号			
47	千葉県〇〇審査会の委員の解嘱について	H〇.〇.〇.〇.〇〇 第〇号	起案文	委員氏名、所属及び役職名	第6号
			退任届	個人の印鑑の印影	第2号
				氏名、勤務先及び職名	第6号
案文	氏名	第6号			
48	千葉県〇〇審査会委員の推薦について	H〇.〇.〇.〇.〇〇 第〇号	起案文	氏名、役職名及び所属名	第6号
			案文	役職名、氏名、所属名及び「勤務先及び職名」	第6号
			退任届	氏名、勤務先及び職名	第6号
49	千葉県〇〇審査会の委員について	H〇.〇.〇.〇.〇〇 第〇号	起案文	氏名及び役職名	第6号
			案文	所属名、役職名、氏名	第6号
			推薦書	氏名、役職名、郵便番号、住所及び電話番号	第6号
50	千葉県〇〇審査会委員の委嘱について	H〇.〇.〇.〇.〇〇 第〇号	起案文	委員氏名、所属名及び役職名	第6号
			委嘱状	氏名	第6号
			推薦書	氏名、役職名、郵便番号、住所及び電話番号	第6号
				承諾書	印鑑の印影及び住所
				氏名、住所、勤務先及び職名	第6号
審査会委員名簿(委員区分別)	氏名、所属名及び職名	第6号			

別表 2

別表 1 の 文書番号	開示すべき情報
3	承諾書のうち個人の印鑑の印影
6	承諾書（2人目から11人目まで及び14人目から19人目まで）のうち個人の印鑑の印影
	承諾書（3人目）添付の略歴書のうち「主な経歴」欄の4行目及び5行目
	承諾書（14人目）添付の略歴書のうち「主な経歴」欄の6行目
	承諾書（18人目）添付の略歴書のうち個人の印鑑の印影
7	退任届のうち個人の印鑑の印影
8	退任届のうち個人の印鑑の印影